

平成24年度千葉県飼い主のいないねこ不妊去勢手術事業
実施計画募集（2次募集）要項

千葉県では、「千葉県飼い主のいないねこ不妊去勢手術事業実施要領（以下「要領」という。）」3の（1）の規定により、飼い主のいないねこの不妊去勢手術の実施対象を決定するため、「飼い主のいないねこ不妊去勢手術事業実施計画（以下「実施計画」という。）」について、以下のとおり募集を行います。

1 募集の目的

「地域ねこ活動」等に主体的に取り組む団体等を支援することを目的とします。

2 募集の条件

事業実施主体は、次の各号の条件をすべて満たしている必要があります。

- （1）指定都市（千葉市）及び中核市（船橋市及び柏市）を除く千葉県内の地域を対象とした事業を実施すること。
- （2）要領2の各号の条件を満たしていること。
- （3）要領3の（2）のイの規定により、「ねこ問題住民会議」を開催し、実施計画の承認申請をすることについて関係者の了解を得ていること。
- （4）要領に規定するその他の事項にも従い事業を実施することができること。

3 実施期間

原則として、平成25年3月31日までとします。

4 支援内容

実施計画に基づく飼い主のいないねこの不妊去勢手術を千葉県動物愛護センター東葛飾支所において実施します。

5 応募方法

実施計画は、下記により、郵送又は直接持参のうえ提出してください。

（1）提出書類（各1部）

ア 飼い主のいないねこ不妊去勢手術事業実施計画承認申請書（要領別記様式第1号）

イ 飼い主のいないねこ不妊去勢手術事業実施計画書（要領別記様式第1号別紙）

ウ 添付書類

- （ア）事業実施主体となる組織の規約
- （イ）構成員の名簿（氏名・住所・電話番号）
- （ウ）地域を表す資料（地図・略図・写真等）
- （エ）対象ねこリスト（性別・毛色・体格・特徴等）※可能な限り写真を添付すること。

(カ) 関係者（町会長又は自治会長、ボランティア及び行政職員）の了解を得たことを証明する書類

(2) 受付期間

平成24年8月15日（水）～平成24年9月14日（金）（必着）

(3) 提出先

財団法人千葉県動物保護管理協会

〒260-0001

千葉市中央区都町463-3

電話：043-214-7814

FAX：043-214-7818

6 実施計画の審査及び結果通知等

(1) 審査方法

申請者から提出された実施計画は、財団法人千葉県動物保護管理協会理事長が審査し、承認の可否を決定します。

なお、予算上の制約のため、前述の各種条件を満たした実施計画であっても、承認されない場合がありますので、あらかじめ御了承願います。

(2) 審査基準

審査は、次の点を中心に行います。

ア 地域の状況

(ア) 取り組もうとする地域の環境・対象ねこの匹数

(イ) 申請した計画実施の必要性・緊急度 等

イ 事業実施主体の妥当性

(ア) 構成員の人数

(イ) 地域住民の参加状況

(ウ) 主たる活動の内容 等

ウ 実施計画の内容

(ア) 飼いねことの選別方法

(イ) 地域環境の保全に資する活動

(ウ) 周知活動の方法

(エ) 地域への捨てねこ防止対策 等

(3) 結果通知

実施計画の承認の可否については、平成24年10月12日（金）までに、申請者あて文書にて通知します。

7 その他

(1) 実施計画を提出後、必要に応じ、ヒアリングや現地調査、追加資料の提供等をお願いする場合があります。

(2) 実施計画が承認された場合においても、対象ねこの体調等により不妊去勢手術ができないことがあります。